

カーライフを応援する、頼れる補償
マイカー共済

自動車総合補償共済

補償の手厚さと、掛金の手頃さで、あなたのカーライフをしっかり守る!

あなたの安全運転を、
おトクな掛金で応援します!



全労済
公式キャラクター
ビットくん

最大22等級
64% 割引

クルマの補償には



P.1・2へお進みください

バイクの補償には



P.7・8へお進みください



マイカー共済の3つのポイント

- 1 長期間、無事故の優良ドライバーに有利! **最大22等級・64%割引!**
- 2 安心が広がる!掛金をもっとおトクになる! **さまざまな特約・割引**をご用意!
- 3 休日・夜間を問わず、24時間365日 **安心のサポート体制**

助け合いから生まれた
保障の生協です

全労済は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

クルマの補償

ステップ1
基本の補償

ステップ2
お車の補償

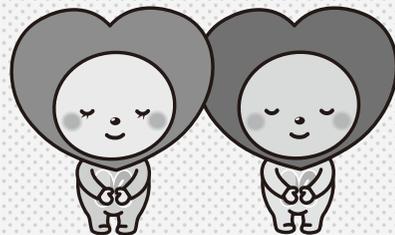
バイクの補償

ステップ3
特約・割引

事故時の対応
ロードサービス

本リーフレットを お読みいただくにあたって

このたびはマイカー共済の資料請求をいただきまして、ありがとうございます。お手元の「マイカー共済」リーフレットは全労済で発行しているマイカー共済総合リーフレットです。JP共済生協は全労済の共済代理店として全労済のマイカー共済のお取り扱いをしております。JP共済生協では制度のお取り扱いにおいて、リーフレットに記載の中で一部お取り扱いしていない共済制度や事務取り扱いが異なる点があります。下記にJP共済生協でのお取り扱い内容について明記いたしますのでご注意ください。



JP共済生協ではお取り扱いがないもの

- ❖ 人身傷害補償の補償額2億円 P.3, P.8
- ❖ 車両損害補償のエコノミー（自動車相互間衝突損害補償特約） P.5
- ❖ 車両損害補償の自己負担額20万円 P.6
- ❖ 交通事故危険補償特約 P.9
- ❖ 全労済指定整備工場からの車検のご案内 P.15

JP共済生協ではお取り扱い方法が異なるもの

❖ 契約の効力開始日 ➡ P.19

郵送された封筒の消印日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます。

※効力開始日を指定された場合でも、消印日が指定された効力開始日以降の場合は消印日を優先し、その翌日午前零時を効力開始日とします。

❖ 掛金の払込方法 ➡ P.19

口座振替の口座はゆうちょ銀行のみです。他の金融機関はご利用いただけません。

また、JP共済生協の他の契約ですでに口座振替を利用され、同一の口座を指定いただいた場合、各契約の掛金を合算した額で振替させていただきます。

自賠償共済のお取り扱いについて ➡ P.13

全労済指定整備工場または最寄りの全労済にて取り扱っておりますので、詳細はお問い合わせください。

その際、JP共済生協組合員である旨お申し出ください。

※お近くの全労済指定整備工場はJP共済生協ホームページ (<http://www.postlife.or.jp>) から検索することができます。

裏面へ続く

マイカー共済ご契約に関するお問い合わせ先

ポストライフサービスセンター(マイカー共済専用ダイヤル)

 **0120-562-100**

受付時間 9:00~17:45(土・日・祝日・年末年始除く)

ホームページ ● <http://www.postlife.or.jp/>

契約受入団体: 全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)
取扱団体: JP共済生協(日本郵政グループ労働者共済生活協同組合)

 **JP共済生協**
日本郵政グループ労働者共済生活協同組合(ポストライフ)

マイカー共済 ご契約の手引き (P.16～) の記載事項について

❁ 3. 契約時にご注意いただく事項 ➡ P.20

- ❖ ①通知義務等、②共済契約の自動継続に関する特約、④ご契約の中断制度についてのお問い合わせ先は、すべてJP共済生協です。本紙表面下部記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。
- ❖ ②共済契約の自動継続に関する特約にある「全労済」は「JP共済生協」と読み替えてください。

❁ 個人情報および特定個人情報保護に関する事項 ➡ P.21

JP共済生協は全労済とは別に個人情報および特定個人情報保護方針を定めています。

組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報(マイナンバー等)の取扱いについて

JP共済生協は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

❖ 情報の取得と利用目的

JP共済生協は、組合員・お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、また番号法に定める対応を行うために組合員・お客さまに関する必要最小限の情報を取得し利用させていただきます。

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、JP共済生協の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。

❖ 取得させていただく情報の種類

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、JP共済生協ホームページ等に登録された組合員・お客さまのメールアドレス等の情報を取得させていただきます。主に申込書・契約書、届出書類、アンケートにより組合員の皆さまの情報を収集させていただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの個人番号(マイナンバー)および本人確認のための必要最小限の情報(住所、氏名、生年月日、性別等)を取得させていただきます。

❖ 情報の管理

JP共済生協では、組合員・お客さまから取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理に努めます。

(1) 保管について

情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策等をはじめ必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・お客さまの情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスなどの防止を図るなど、情報の安全管理に努めます。また、組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報については、それぞれの利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容とするように努めます。なお、関連事業会社・共済代理店等に事務処理を委託する場合には、委託先に対して、組合員・お客さまの情報の適切な管理を求めるとともに、目的外の利用を

行わせない等の必要かつ適切な委託先の監督に努めます。

(2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄等については、法令で定める保存期間を経過する等、保管する必要性がなくなった場合には、速やかに、復元不可能な手段で廃棄又は削除します。

❖ 情報の利用・提供

(1) 個人情報について

JP共済生協では、組合員・お客さまの個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、以下①～④の場合を除いて、組合員・お客さまの個人情報を外部に提供することはありません。①組合員・お客さまが同意されている場合 ②法令により必要と判断される場合 ③組合員・お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合 ④業務提携先等との間で、JP共済生協が保有する共済契約等に関する所定の情報(以下、「個人データ」といいます。)を共同して利用させていただく場合で、以下ア～オのことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。ア、共同利用する旨 イ、共同で利用される個人データの項目 ウ、共同して利用する者の範囲 エ、利用する者の利用目的 オ、当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

(2) 特定個人情報について

JP共済生協では、組合員・お客さまの特定個人情報は取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める以下の場合を除いて、利用目的を超えて利用することはありません。①激甚災害時に組合員・お客さまに共済金等のお支払いをする場合 ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、組合員・お客さまの同意がある場合、または組合員・お客さまの同意を得ることが困難である場合

❖ 開示・訂正・利用停止等のご請求

JP共済生協は、組合員・お客さまからご自身の個人情報、または特定個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。なお、利用目的を超えた情報の利用または不正な手段による情報の取得を理由として取り扱いの停止を希望される場合のほか、組合員・お客さまの個人情報については、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合にも、特別な理由のない限り取り扱いを停止させていただきます。

❖ 個人情報および特定個人情報の開示・訂正・利用停止等のお問い合わせ先

JP共済生協は、個人情報の取り扱いに関する苦情やご相談に対し、適切かつ迅速に対応します。JP共済生協の個人情報の取り扱いに関するご相談・お問い合わせは、下記にご連絡いただけますようお願いいたします。

TEL: 03-5785-6880 [受付時間] 9:00～17:45(土・日・祝日・年末年始を除く)
責任者名称 JP共済生協(日本郵政グループ労働者共済生活協同組合)

個人情報の取り扱いに関する詳細は
JP共済生協ホームページ(<http://www.postlife.or.jp/>)をご参照ください。

❁ 団体事務手数料のお支払いについて ➡ P.22

JP共済生協は全労済の共済代理店であることから、団体事務手数料は支払われておりません。

❁ 新しく組合員になられる方へ(出資金について) ➡ P.22, 裏面

JP共済生協は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、郵政職域で勤務されている方で、出資金をお支払いいただければどなたでもJP共済生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資100円をお願いしています。なお、すでにJP共済生協で取扱っ

ている他の共済(総合共済・交通災害共済・マイカー共済など)に加入されている方は、新たに出資する必要はありません。

また、すべてのご契約を解約された場合、またはご契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかにポストライフサービスセンターへご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

クルマのまさか! に

街の中には思わぬリスクがいっぱい! 安心の補償を備えていますか?

まさか!

急ハンドルで衝突!
ご自身や同乗者に、
万一のことも...

まさか!

歩行者を避けきれず...
高額な賠償が必要に

まさか!

運転には関係なく
災害や盗難被害に
遭うことも...



まさか!

トラックと衝突、
車両はもちろん、
積荷の賠償責任まで...

マイカー共済の
おすすめ安心タイプ

納得 **おんしん**
ひとまどめ

見積中

だから!
マイカー共済は、安心をひとまとめに。

おすすめ安心タイプ

基本の補償

ご自身の補償

【人身傷害補償】
最高**5,000万円**
(被共済者1名につき)

【自動車事故傷害見舞金】
上記と別枠で
所定の額をお支払い

相手方への賠償

【対人賠償】
無制限 (被害者1名につき)

【対物賠償】
無制限 (1事故につき)

【対物超過修理費用補償】
最高**50万円**

お車の補償

【車両損害補償】
一般補償

【付随諸費用補償】
お車の事故により発生する
さまざまな費用を補償
※詳細はP.5でご確認ください。



おすすめ安心タイプにも
特約・割引を適用できます。

特約・割引制度

【運転者本人・
配偶者限定特約】
運転者の限定で
7%割引

【自転車賠償責任
補償特約】
最高限度額は
1億円

選べる特約・割引はほかにも!
詳しくはP.9へ

【無共済車傷害】 無制限
が付いています。

無共済(保険)車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、相手方から十分な補償が受けられないときにお支払いします。
※対人賠償と同額の補償となります。

【他車運転危険補償】付き!

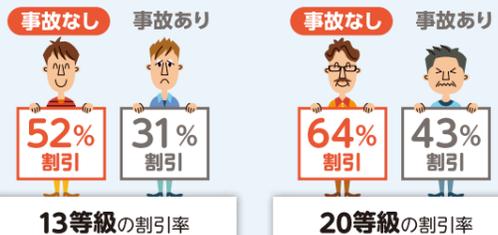
他車運転資格者*1が「他人の自動車」を借りて運転中に事故を起こしたとき、被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合にはマイカー共済から優先して支払います。借りた車の自動車共済(保険)契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。

*1 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子*2を指します。
*2 別居の未婚の子とは、まだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。

安全運転のあなたにピッタリ!
長期間、無事故の優良ドライバーに、
とっても有利な補償です!
最大**22等級64%割引!**

■ 同じ等級でも「事故なし」の方は優遇割引!

事故の有無によって異なる割引率を適用。
「事故なし」の方は、最大22等級・64%割引!



■ 万一、事故を起こしても その後、無事故ならまたおトクな割引率へ!

事故で3等級ダウンし、「事故あり」の割引率になっても、
3年間無事故なら「事故なし」の割引率に戻れます。



3つのステップで ピッタリ、安心、 お手頃に!

ステップ 1

基本の補償

ご自身の補償 P.3
相手方への賠償 ... P.4

ステップ 2

お車の補償

お車の補償 P.5

ステップ 3

特約・割引 など

特約・割引 P.9

事故時の対応 P.13
マイカー共済ロードサービス ... P.14
ご加入にあたって P.15
ご契約のてびき P.16

※マイカー共済ロードサービスは、四輪自動車
契約で人身傷害補償または車両損害補償をご
契約いただいた場合にご利用いただけます。

バイクの補償は P.7・8へ

クルマの補償

ステップ1
基本の補償

ステップ2
お車の補償

バイクの補償

ステップ3
特約・割引

事故時の対応
ロードサービス

ステップ **1**

基本の補償

を選びましょう

ご自身の補償

【人身傷害補償】

事故で負ったけがによる実損害額*を、過失割合にかかわらず、全額まとめて補償します!



人身傷害補償

おすすめ **5,000万円**



別枠で補償!

【自動車事故傷害見舞金】

全労済オリジナル!
500万円

〈例〉死亡見舞金
(事故発生の日からその日を含めて200日以内に死亡した場合)

全労済でご契約いただいている方の約8割が人身傷害補償をセットしています!

5,000万円 その他 付帯なし

付帯されている方のうち、約65%の方は5,000万円を選んでます。(2016年5月末時点)

●その他の補償額も選択いただけます

無制限 2億円 1億円

いざというときに安心! 人身傷害補償がしっかり役立ちます!

例えばこんなとき

ケース1 他車と衝突してけがをした



人身傷害補償の契約がない場合

「病院への支払いを立て替えなければならず困った・・・」

搭乗者傷害特約より補償されますが、相手方からの賠償を待たなければならなかったり、実損害額のすべてをカバーできない場合もあります。

人身傷害補償の契約がある場合

示談を待たずにすぐ補償!

ご自身の過失分を含め **実損害額***をまとめて補償します!
(契約補償額の範囲内)

ケース2 電柱に衝突して死亡した



「自損事故で死亡したため相手からの賠償金がなく家族が困った・・・」

自損事故傷害特約より補償されますが、実損害額のすべてをカバーできるわけではありません。

自損・単独事故で死亡してもご自身・同乗者ともに **実損害額***をまとめて補償します!
(契約補償額の範囲内)

さらに



●主たる被共済者のご家族であれば、搭乗中でも歩行中でも、自動車事故の補償が受けられます!

*人身傷害補償のご契約がない場合は、搭乗者傷害特約・自損事故傷害特約が自動的にセットされます(それぞれの特約についてはP.11をご覧ください)。*公的保険や実損てん補型保険から支払いがある場合、重複する部分についてはお支払いしません。

*実損害額とは全労済が定める基準にもとづき算出した額となります。

相手方への賠償

【対人賠償】 無制限

歩行者や車に搭乗中の方など、他人を死傷させてしまい、法律上の損害賠償責任を負う場合に自賠責共済(保険)を超える分について共済金をお支払いします。



例えばこんなとき

歩行者をはねてけがをさせた



おすすめ安心タイプ なら

ご自身の過失分を全額補償!
(自賠責共済を差し引いた分)

裁判例にみる対人賠償の高額事例

被害者	認定額
開業医	5億2,853万円
大学生	3億9,725万円
大学生	3億9,510万円

相手側への万一の賠償には、高額になってもしっかり対応できる備えがあると安心です。

【対物賠償】 無制限

車、家屋、電柱など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に共済金をお支払いします。



すべての契約に適用!

【対物超過修理費用補償】

(対物賠償に組み込み、すべての契約に適用) 事故時の相手方の自動車修理費用が時価額を超えたときも、全労済が認めた場合に、その差額を50万円を限度にお支払いします。ただし、相手方が6ヵ月以内に修理した場合などの条件があります。

例えばこんなとき

トラックと衝突して積荷を破損させた



おすすめ安心タイプ なら

ご自身の過失分を全額補償!

裁判例にみる対物賠償の高額事例

被害物	認定額
積荷(呉服・毛皮等)	2億6,135万円
店舗・営業損害等	1億3,580万円
電車・踏切	1億2,037万円

高額な賠償が発生しても頼れる、大きな安心を準備しておきましょう。

ステップ2

お車の補償を選びましょう

【車両損害補償】

自動車事故はもちろん、自然災害から盗難、車以外との衝突まで、大切な愛車のさまざまな損害を補償します。

※四輪自動車を選択いただけます。四輪自動車であっても用途・車種や型式等により選択いただけない場合があります。二輪自動車・原付自転車の契約ではご選択いただけません。



補償タイプはこちら

車両損害補償

おすすめ

一般補償

●その他の補償タイプも選択いただけます

エコノミーワイド
危険限定車両損害補償特約

エコノミー
自動車相互衝突損害補償特約

お車の補償



セットすればさらに安心の特約

補償の範囲	補償タイプ	一般補償	エコノミーワイド 危険限定 車両損害補償特約	エコノミー 自動車相互 衝突損害補償特約	注意点
他車との衝突		◎	◎	◎	●エコノミーワイド・エコノミーでは相手自動車が発見しない事故(あて逃げ事故)は対象外となります。
火災・爆発・自然災害		◎	◎	×	●自然災害は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除きます。
盗難		◎	◎	×	
落書き、いたづらなどによる破損		◎	◎	×	
飛来中・落下中の他物との衝突		◎	◎	×	
車以外の他物との衝突		◎	×	×	
車両損害の無過失事故に関する特約		○	○	○	
地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約		○	○	—	●この特約が定める「全損」となる場合に補償します。 ●一般補償またはエコノミーワイドに加入している場合にご契約いただくことができます。
付随諸費用補償		○	○	○	●補償範囲は車両損害補償の補償範囲と同一となります。 ●補償額限定一般補償を契約される場合は付随諸費用補償の補償範囲は一般補償またはエコノミーワイドをご選択ください。
新車買替特約 (新車取得差額費用補償特約)		○	○	○	※最初の車検の満了日の月末までに、マイカー共済の契約期間の満了日が含まれる場合にご契約いただけます。 ※契約いただける条件を満たさなくなった場合は契約更新時に自動的に取り外されます。
補償額限定一般補償 (補償額限定車両損害補償特約)		—	○	—	●エコノミーワイドをご契約される場合でかつ、車両共済金額が50万円以上の場合にご契約いただけます。 ●エコノミーワイドの補償範囲以外の損害について、30万円を限度として一般補償の範囲の補償が受けられます(損害額が30万円以下のとき自己負担額1万円)。 ※契約更新時に車両共済金額が50万円を下回った場合は補償額限定一般補償は自動的に取り外されます。

「車両損害の無過失事故に関する特約」の付帯をおすすめします。

一般補償なら、さまざまな損害に対応できるから心強い!

例えばこんなとき

- ケース1** 「台風による豪雨で水浸しになり運転できなくなった」
▶ 浸水による修理代を補償!
- ケース2** 「買い物中に駐車場で車を盗まれて見つからなかった」
▶ 車両共済金額分を全額補償!
- ケース3** 「対向車を避けようとしてガードレールに衝突し、車体が破損した」
▶ 車両の修理代を補償!



※実際のお支払いは状況により異なります。
※上記のケースは一般補償で補償されます。

自己負担額「10万円*1」の付帯をおすすめします

- 自己負担額「10万円」の付帯により…**

 - ・損害額から自己負担額(10万円)を差し引いた金額を契約車両(被共済自動車)の補償額を限度にお支払いします。
 - ・車両損害補償部分の掛金を抑えることになります。
 - 実際の自己負担が発生しない場合もあります。**

 - ・車両損害の程度が全損の場合は契約車両(被共済自動車)の補償額全額をお支払いします。
 - ・お車同士の事故の場合で相手からの賠償額(回収金)が10万円以上支払われたときは、ご自身の自己負担額は発生しません。
[自己負担額] - [相手からの回収金] が実際の自己負担額となります。
- ※一契約期間中に自己負担額を変更することはできません。

●その他の自己負担額も選択いただけます

- 0円(なし)
- 5万円*1
- 20万円*2

*1 車両共済金額が20万円以上の場合
*2 車両共済金額が30万円以上の場合

車両損害の無過失事故に関する特約 おすすめ

「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車が発見できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。

地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、契約車両(被共済自動車)がこの特約の定める「全損」に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

付随諸費用補償

代車費用や修理工場からの運送費、帰宅等費用、身の回り品の損害に関し、所定の基準で補償します。被共済者が実際に負担した諸費用などについて、共済金をお支払いします。

代車費用補償

事故により契約車両(被共済自動車)を修理している期間や、全損事故や盗難で契約車両(被共済自動車)が使用不能となった期間にレンタカー等の代車を借り、その費用を被共済者が負担した場合に、1日につき7,000円を限度にお支払いします。

身の回り品補償

自宅等から一時的に持ち出した身の回り品など、車中にある動産に事故や盗難により損害が生じたとき、30万円(自己負担額1万円)を限度に全労済の定める基準により実損害額を補償します。警察への届け出がある場合に対象となります。
※身の回り品には対象とならないものもあります。
※エコノミーには車中動産盗難費用共済金はありません。

遠隔地事故諸費用補償

陸送等費用 走行不能*となった契約車両(被共済自動車)を修理後、被共済者の居住地等へ陸送車等で運送するために支出した費用について、1事故につき10万円を限度にお支払いします。

宿泊費用 やむをえず宿泊をしなければならなかったときの予定外に支出した宿泊費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。

帰宅等費用 帰宅するための代替交通手段として、電車などを利用したときの予定外に支出した交通費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。

*走行不能とは自力で移動することができない状態または法令により走行が禁じられている状態をいいます。

新車買替特約

契約時に設定した新車価格相当額を限度に損害を補償します(盗難は対象外)。

※新たな自動車を購入する場合、契約車両(被共済自動車)と異なる車種および型式の自動車の入れ替えも可能です。

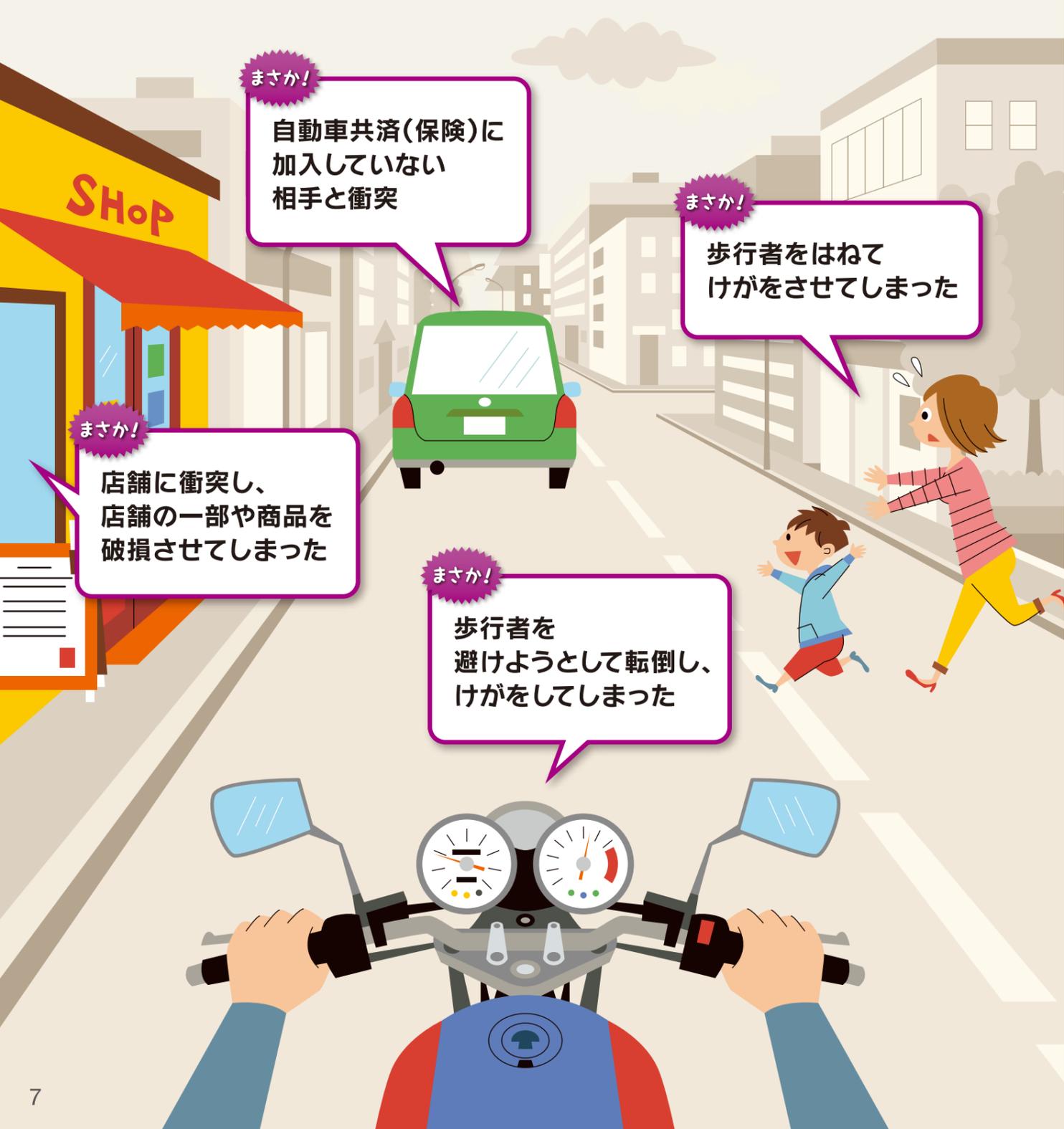


型式別9クラス掛金について

車両損害補償の普通・小型乗用車については、事故実績と新車価格に応じて型式別に9クラスに掛金を区分しています。同一の車名でも型式別に事故実績等が異なるため、掛金が異なる場合があります。また、年1回の見直し後、型式によっては契約更新前よりも掛金が引き下げ、または引き上げとなる場合があります。

バイクのまさか! に

安全運転を心掛けていても突然… 頼れる補償を備えていますか?



まさか!

自動車共済(保険)に
加入していない
相手と衝突

まさか!

歩行者をはねて
けがをさせてしまった

まさか!

店舗に衝突し、
店舗の一部や商品を
破損させてしまった

まさか!

歩行者を
避けようとして転倒し、
けがをしてしまった

だから “ライダーの安心” をしっかり考えた補償

しかも/
おトクさ
満載!

バイク運転時の「まさか」の備えとして、「シンプルタイプ」をおすすめしています。
二輪車用自賠責共済(保険)ではカバーできない
備えをひとまとめにした頼もしい補償です。

マイカー共済の
シンプルタイプ
納得すっきり
ひとまとめ
見積中

自分を手厚く守り、相手方への 賠償にもしっかり備える!

ご自身の補償	自損事故 傷害特約	単独の事故で死傷された場合、自賠責共済(保険)の対象とならない一定の事故について補償します。 <small>※人身傷害補償の契約がない場合は、自損事故傷害特約が自動的にセットされます。</small>	1,500万円 <small>入院の場合:日額6,000円(被共済者) 通院の場合:日額4,000円(1名につき) 支払限度日数:事故日から200日</small>
	無共済車 傷害	無共済(保険)車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、相手方から十分な補償が受けられないときにお支払いします。 <small>※対人賠償と同額の補償となります。 ※無共済車傷害はすべての契約に適用されます。</small>	
相手方への賠償	対人賠償	歩行者や車に搭乗中の方など、他人を死傷させてしまい、法律上の損害賠償責任を負う場合に自賠責共済(保険)を超える分について共済金をお支払いします。	無制限
	対物賠償	車両、家屋、電柱など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に共済金をお支払いします。 対物超過 修理費用 補償 <small>事故時の相手方の自動車修理費用が時価額を超えたときも、全労済が認めた場合に、その差額を50万円を限度にお支払いします。ただし、相手方が6か月以内に修理した場合などの条件があります。 ※対物賠償に組み込みすべての契約に適用されます。</small>	無制限 最高50万円

シンプルタイプにプラスすればさらに安心! 2つの傷害補償

搭乗者傷害特約	契約車両の運転者や同乗者が自動車事故によって死傷したとき補償します。	500万円 1,000万円 <small>入院の場合:日額7,500円(被共済者) 通院の場合:日額5,000円(1名につき) 支払限度日数:事故日から200日</small>
人身傷害補償 <small>自動車事故傷害見舞金付き 人身傷害共済金とは 別枠でお支払い</small>	事故で負ったけがによる実損害額*を、過失割合にかかわらず、全額まとめて補償します。 示談成立を待たずに補償を受けられます。 <small>※人身傷害補償をセットした場合、自損事故傷害特約は取り外されます。 ※実損害額とは全労済が定める基準にもとづき算出した額となります。</small>	5,000万円 1億円 2億円 無制限 <small>(被共済者1名につき)</small>

「他車運転危険補償」 付き!

他車運転資格者*1が「他人のバイク」を借りて運転中に事故を起こしたとき、被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合にはマイカー共済から優先して支払います。借りたバイクにセットされている共済(保険)契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。
※二輪自動車契約は他車も二輪自動車でのみ、原付自転車契約は他車も原付自転車でのみ適用となります。
*1 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子*2を指します。
*2 別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子でいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子は含みません。

シンプルタイプにも特約・割引を適用できます。 P.9~12へ

クルマの補償
ステップ1
基本の補償
ステップ2
お車の補償
バイクの補償
ステップ3
特約・割引
事故時の対応
ロードサービス

ステップ3

特約・割引 など

を選びましょう

バイクの方もお選びいただけます。

さらに、充実の割引制度で、掛金をますますお手頃に。

ステップ3

特約・割引 など つづく

下記のマークは、特約・割引がセットできる車種を表しています。



基本の補償に、ますます充実の特約をプラス、安心がさらに広がります!

さまざまな場面であなただけをサポート!

ケース1 「電車や自転車に乗っているときも安心を備えたい」*

交通事故危険補償特約で
交通事故による損害を幅広く補償!
*一部補償の対象とならない場合もあります。

交通事故危険補償特約

電車や自転車に乗っているときなど、自動車(二輪・原付を含む)事故以外の「交通事故」により損害を受けた場合に実損害額を補償します。
*実損害額とは全労済が定める基準にもとづき算出した額となります。
*人身傷害補償の契約がある場合に、人身傷害補償の契約補償額と同額でご契約いただくことができます。共済掛金は契約補償額により異なります。

ケース2 「もらい事故の相手との交渉を弁護士に依頼したい」

弁護士費用等補償特約で
示談交渉や訴訟費用をサポート!

弁護士費用等補償特約

- 自動車(二輪・原付を含む)および自転車の事故、それ以外の「交通事故」によって被害を被ったとき、あらかじめ全労済の同意を得て法律上の損害賠償を請求(相手に対して)する場合、弁護士に相手側との交渉を依頼したときに必要となる「弁護士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用、またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用」を被共済者1名につき300万円を限度にお支払いします。
- 法律相談費用を、10万円を限度に別枠で補償します(一部対象とならない費用もあります)。

ケース3 「もし息子が、自転車事故の加害者になってしまったら…」

自転車賠償責任補償特約で、
最高1億円の補償で高額事案にも対応!

自転車賠償責任補償特約

自転車の事故により、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。
●示談交渉サービス付き。
●ご家族が自転車を複数台所有していても補償します。
*原付自転車は対象になりません。

最高1億円まで補償!

事例紹介 他人事ではない、自転車事故による高額賠償

自転車による対歩行者の交通事故数は、10年で約1.5倍*に増加。なかには、加害者となった自転車利用者に対し、高額な賠償責任が発生する事案も起きています。

*出典：警察庁資料より(平成13年から23年の推移)

事例① 賠償額9,521万円

小学校5年生の少年が、坂道を自転車で乗って時速20~30キロで下って行った際に、散歩中の女性(62歳)と正面から衝突、病院に搬送されたが、頭の骨を折るなどして意識不明となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

事例② 賠償額9,266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)

運転者の年齢や範囲の条件

お車を運転する方の**年齢**を限定することで割引があります。

運転者年齢条件

運転される方の年齢を限定することで、割引を受けることができます。この際の運転者年齢条件は、契約される車両1台ごとの適用となります。

年齢問わず補償	21歳以上補償
26歳以上補償	35歳以上補償

※運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」にされた場合は、契約期間の開始日時点での主たる被共済者の年齢に応じて共済掛金が算出されます。

子供特約

お子さまも運転する場合、専用の年齢条件を設定することで割引になります(一部の場合を除く)。

主たる被共済者の子供専用の年齢条件を設定することで、指定されている運転者年齢条件を変更せずに、子供を補償の対象に追加できます。運転者年齢条件より低い場合に以下の条件で設定できます。

年齢問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償
---------	---------	---------

[子供の範囲]

- 主たる被共済者の同居の子
- 主たる被共済者の同居の子の配偶者
- 主たる被共済者の配偶者の同居の子
- 主たる被共済者の配偶者の同居の子の配偶者
- 主たる被共済者の別居の未婚の子*1
- 主たる被共済者の配偶者の別居の未婚の子*1

運転者年齢条件を設定している場合で友人・知人、別居の既婚の子等、ご家族以外の方が運転する場合には、指定されている「運転者年齢条件」に関係なく補償します。
※この場合の「ご家族」には、その家族の業務に従事中の使用人を含みます。

お車を運転する方の**範囲**を限定することで割引があります。

運転者本人・配偶者限定特約*2 **7%割引**

ご夫婦のみで運転される場合は割引になります。

契約車両(被共済自動車)の運転者を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合、掛金が7%割引となります。

運転者家族限定特約*2 **3%割引**

家族以外に運転する方がいない場合は割引になります。

契約車両(被共済自動車)の運転者を「主たる被共済者」と「そのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子*1)」に限定した場合、掛金が3%割引となります。

運転される人の範囲	主たる被共済者、配偶者	同居の親族、別居の未婚の子	別居の既婚の子	友人・知人
①運転者本人・配偶者限定特約	7%	○	—	—
②運転者家族限定特約	3%	○	○	—
①②の特約を付帯しない	—	○	○	○

○:補償します
—:補償しません

【注意】 運転者限定特約を選択されている場合、友人・知人、別居の既婚の子等のご家族以外の方が運転している場合は補償されません。

*1 別居の未婚の子とはまだ結婚していない子でいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。
*2 運転者年齢条件、新車割引、盗難防止装置装備車割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の掛金からさらに割引となります。

クルマの補償

ステップ1
基本の補償

ステップ2
お車の補償

バイクの補償

ステップ3
特約割引

事故時の対応
ロードサービス

特約・割引 などつづき

その他の特約

マイバイク特約

マイバイク特約を基本補償(四輪自動車)にご契約いただくことで、総排気量125cc以下または定格出力が1KW以下の原付自転車を対象とし、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子*1)の原付自転車での事故を補償します。

- 借りの原付自転車で事故を起こしても被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合にはご希望によりマイバイク特約から優先してお支払いします。
- ご家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。

※一部のバギータイプの車両等、補償の対象外になる場合があります。詳細はお問い合わせください。

人身傷害補償の契約がない場合、自動的にセット*2される特約

	搭乗者傷害特約*3	自損事故傷害特約
補償内容	契約車両の運転者や同乗者が自動車事故によって死傷したとき補償します。	単独の事故で死傷された場合、自賠責共済(保険)の対象とならない一定の事故について補償します。
支払い例	入院の場合 日額7,500円 通院の場合 日額5,000円 支払限度日数 事故日より200日	入院の場合 日額6,000円 通院の場合 日額4,000円 支払限度日数 事故日より200日
死亡等の補償額	1,000万円または500万円	1,500万円

搭乗者傷害特約 家族限定補償型 **10%割引**

搭乗者傷害特約の対象となる方を、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子*1)に限定する場合、搭乗者傷害特約の掛金が10%割引となります。

全労済では人身傷害補償のご契約をおすすめします。

*1 別居の未婚の子とはまだ結婚していない子で、離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。
*2 搭乗者傷害特約は四輪自動車のみ原則自動的にセットされます。
*3 人身傷害補償と合わせてご契約いただくことも可能です。その場合には人身傷害補償とは別枠で補償額を限度に補償します。

等級別割引 をご確認ください。 さらに、充実の割引制度と合わせて掛金をお手頃に!

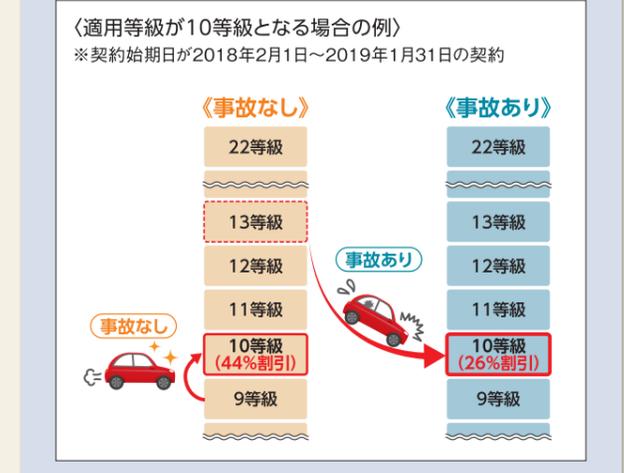
下記のマークは、特約・割引がセットできる車種を表しています。

四輪自動車 二輪自動車 原付自転車

無事故割引等級&割引率

- マイカー共済は、安全運転で無事故を続けられた方を
- 初めてご契約いただく場合は、6等級から始まり、1年
- 契約期間中に事故を起こした場合、事故の種類により
- 7等級以上の契約では「事故なし」「事故あり」で異なる

- #### ■7等級以上の契約の割引率について
- 同じ等級であっても、事故の有無によって異なる割引率が適用されます。
 - 割引率は、契約始期日と事故の有無によって異なります。詳細は右記の「等級別割引・割増率表」をご覧ください。

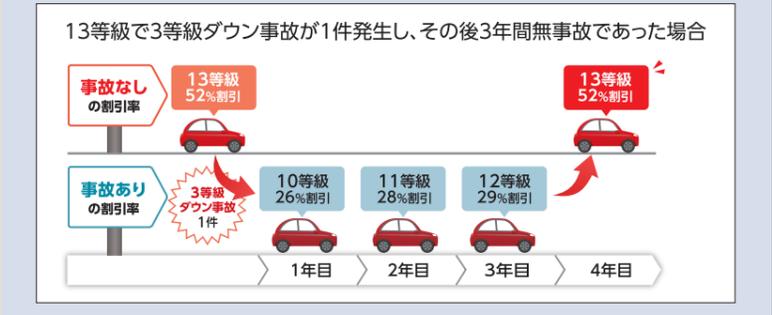


*4 前契約がある場合の割引率です。初めて契約される場合(前契約なし)は、運転者

「事故なし」と「事故あり」で、それぞれ異なる割引率が適用されます。

応援するため最大22等級の等級制度があり、最大64%割引となります。間無事故であれば1等級加算されます。継続時に1件あたり1、3または6等級ずつ減算されます。割引率が適用されます。

- #### ■事故有係数について
- 契約期間中に事故があった場合、継続後の適用等級が7等級以上の契約に「事故あり」の割引率(事故有係数)が一定期間適用されます。この「事故あり」の割引率(事故有係数)を適用する期間のことを事故有係数適用期間といいます。
 - 事故を起こされ、共済金の支払いがあった場合、**3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」、6等級ダウン事故は「6年」**が事故有係数適用期間として加算されます。
 - 事故有係数適用期間は、事故が発生するたびに積算しますが、上限は「6年」(下限は「0年」)となります。
 - 事故有係数は、事故有係数適用期間が「0年」の場合には適用されません。



年齢条件により次の割増率が適用されます。「年齢問わず補償」は35%割増、「21歳以上補償」は8%割増、「26歳以上補償」・「35歳以上補償」は4%割増。

■等級別割引・割増率表 **最大22等級 64%割引**

等級	2018年2月1日~2019年1月31日		2019年2月1日~	
	事故なし	事故あり	事故なし	事故あり
22	-64%	-43%	-64%	-43%
21	-64%	-43%	-64%	-43%
20	-64%	-43%	-64%	-43%
19	-62%	-41%	-60%	-41%
18	-60%	-40%	-58%	-40%
17	-58%	-38%	-57%	-38%
16	-55%	-36%	-55%	-36%
15	-54%	-34%	-54%	-34%
14	-53%	-33%	-53%	-33%
13	-52%	-31%	-52%	-31%
12	-51%	-29%	-51%	-29%
11	-49%	-28%	-50%	-28%
10	-44%	-26%	-45%	-26%
9	-41%	-24%	-43%	-24%
8	-30%	-22%	-32%	-22%
7	-24%	-21%	-26%	-21%
6*4	-10%			
5	10%			
4	30%			
3	50%			
2	64%			
1-1	85%			
1-2	100%			
1-3	110%			
1-4	120%			
1-5	130%			

さまざまな割引で、ますますおトクに!

ECO ハイブリッド車割引 ***5 *6 7%割引**

燃料電池自動車追加されます!
契約車両(被共済自動車)が全労済指定の低公害自動車である場合は、掛金が7%割引となります。全労済の指定する低公害自動車とは、車検証上で①電気自動車②天然ガス(CNG)自動車③メタノール自動車④ハイブリッド自動車⑤液化石油ガス(LPG)自動車⑥燃料電池自動車となっている自動車に限ります。

福祉車両割引 ***5 *6 7%割引**

契約車両(被共済自動車)が福祉車両で、かつ、消費税非課税措置の対象となる自動車、または車検証上の車体の形状が車いす移動車である場合は、掛金が7%割引となります。

新車割引 ***6**

普通・小型乗用車 **9%割引**
軽四輪乗用車 **3%割引**

新契約の効力開始日が契約車両(被共済自動車[普通・小型乗用車、軽四輪乗用車])の初度登録(検査)年月の翌月から25ヵ月以内の車両を対象とします。

盗難防止装置 装備車割引 ***6 5%割引**

契約車両(被共済自動車)に全労済の定める盗難防止装置を装備している場合は、車両損害補償の掛金を5%割引します。盗難防止装置は、イモビライザー(自動車メーカー純正品に限る)またはGPSなどを利用した車両追跡装置に限ります。

※車両損害補償をご契約いただいていない場合は割引の対象となりません。
※契約期間の途中での適用はありません(新たに車両損害補償をセットする場合や車両入替時を除く)。

複数契約割引 ***5 *6 3%割引**

すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の掛金が3%割引となります。

人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 ***6**

四輪 **15%割引**
二輪・原付 **2%割引**

すでに人身傷害補償の契約(他の保険会社等での契約も含む)があり、2台目以降の契約に人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を選択する場合、人身傷害補償の掛金が四輪自動車では15%割引、二輪自動車・原付自転車では2%割引となります。

セカンドカー割引 ***5 *6**

すでに11等級以上の契約がある場合(他の保険会社等での契約も含む)で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降のお車を新たに契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。

*5 運転者年齢条件、新車割引、盗難防止装置装備車割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の共済掛金からさらに割引となります。
*6 お申し出が必要となります。

マイカー共済のサポート体制をチェック

クルマの補償

ステップ1 基本の補償

ステップ2 お車の補償

バイクの補償

ステップ3 特約割引

事故時の対応 ロードサービス

事故時の対応

全国77カ所・約800名のスタッフがスタンバイしています!



事故発生時

対応・示談

事故後のフォロー

事故受付

休日・夜間を問わず、24時間365日

マイカー共済事故受付センター ☎️ **0120-0889-24** ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※直ちにご連絡いただけない場合でも、事故発生後24時間以内にご連絡ください。
※IP電話等、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、下記までご連絡をお願いします。
03-6628-4600(有料)

現場急行

現場急行サービスも24時間365日

事故現場からご連絡をいただき、お客さまの要請があれば全労済が委託したスタッフが現場へ駆けつけ、事故状況やお困りの点をお聞きし、ご安心をサポートします。
※車対車の事故に限ります。
※原則として、対応員の出勤拠点から事故現場まで30分程度で到着できること(高速道路や一部の場所を除く)が条件となります。
※事故状況または地域によっては、お電話での説明やアドバイスにさせていただく場合があります。

事故初期対応

土・日・祝日(9:00~21:00*)もサポート

人身事故や緊急を要する場合、代車手配や病院への連絡、相手方への対応など、事故の初期対応をサポートします。
※死亡・入院および多量事故などの重大事故の場合は、専門知識を有する職員が契約者と早期に面会し、安心を提供します。
*19:00までにご連絡いただいた場合の対応時間です。

示談交渉

示談交渉サービス付き(対人・対物賠償事故に限ります)

最寄りのマイカー共済損害調サービスセンターの担当者が示談交渉を含め事故解決までお手伝いします。マイカー共済損害調サービスセンターでは原則として、損害賠償責任のある事故について、示談交渉を行います。
※被共済者および相手方の了解が必要です。
※あらかじめ相手方への了解を取り付けていただきます。
※示談交渉を円滑に進めるために、相手方との交渉の場にご同行、ご同席いただくなどご協力をお願いすることがあります。
※相手方へのお見舞い、葬儀への参列などを通じ、相手方に誠意を尽くしていただきますようお願いいたします。
※自賠責共済(保険)が締結されていないときや、被共済者が協力を拒まれた場合等、示談交渉をお引き受けできない場合があります。

事故の相談には

マイカー共済事故相談ダイヤル

「マイカー共済事故相談ダイヤル」で、交通事故に関する質問や相談にフリーダイヤルでお答えします。
☎️ **0120-8740-16** (受付時間: 平日・休日問わず9:00~21:00) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※おかけ間違いのないよう、電話番号をお確かめのうえ、おかけください。

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

全労済では自賠責共済も取り扱っています。

マイカー共済とあわせてぜひご加入ください。

自賠責共済(保険)は、法律(自動車損害賠償保障法)によって加入が義務付けられており、もし加入しないまま車やバイクに乗ると、法律によって「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」となるほか、道路交通法違反(違反点数が6点になり免許停止処分)の対象となります。

●加入について

加入できる方 全労済の組合員の方がご加入いただけます。組合員になるには、組合員加入手続きと出資金が必要です。

申込方法 最寄りの全労済窓口または自賠責共済代理店に、共済掛金を添えてお申し込みください。その際、ご契約される車両の車検証、自賠責共済(保険)証明書をお持ちください。

※車検対象自動車については、車検満了日の2ヶ月前から、お申し込みいただけます。
※自賠責共済代理店では、組合員加入手続きの取り次ぎを行っております。
詳しくは全労済にお問い合わせください。

●共済金請求方法について

加害者請求 被害者に損害賠償金をお支払いしたとき、そのお支払額の範囲内で共済金請求ができます。

被害者請求 加害自動車の加入している共済組合(保険会社)に対して、直接損害賠償額の支払いをご請求いただけます。

自賠責共済でお支払いできる事故、およびお支払いの内容

【お支払いできる事故】

契約車両(被共済自動車)を運転中に、他人にけがをさせたり、他人を死亡させたりした場合に共済金をお支払いします。

【お支払いの内容】

お支払いの限度額

傷害による損害	後遺障がいによる損害	死亡による損害
最高120万円	最高3,000万円*	最高3,000万円

※神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障がいを残して介護が必要な場合。常時介護のときは最高4,000万円まで。

全労済内に自賠責共済事務所を開設しています。
自賠責共済のお問い合わせは全労済までご連絡ください。



マイカー共済ロードサービス

24時間365日、お車のトラブル解決に。故障時の頼もしい味方です。

ご利用できる方

四輪自動車契約で、人身傷害補償または車両損害補償をご契約いただいた場合にご利用いただけます。

(人身傷害補償についてはP.3、車両損害補償についてはP.5・6をご参照ください)

契約車両	人身傷害補償・車両損害補償どちらも契約あり	人身傷害補償契約あり 車両損害補償契約なし	人身傷害補償契約なし 車両損害補償契約あり	人身傷害補償・車両損害補償どちらも契約なし
四輪自動車	○	○	○	×
二輪自動車・原付自転車(マイバイク特約含む)	×	×	×	×

ご利用の方法

24時間受け付けています。
携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

もしものときは **ハヤク** ミナロードサービス

☎️ **0120-889-376** にご連絡をお願いします。

※ご利用は上記フリーダイヤルにご連絡いただき、全労済が出勤を認めた場合に限りです。現場の住所の確認ができる場合はあわせてご連絡ください。
※ご自身で手配された業者の費用精算はいたしません。

※IP電話等、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、下記までご連絡をお願いします。
03-6628-4590(有料)

マイカー共済ロードサービスの内容

注意点



自走不能な場合のレッカーけん引 または積載車による搬送

契約車両(被共済自動車)が故障またはトラブルにより自力走行不能*1となり、現場での応急修理(30分程度の修理)を行ったとしても自力走行が困難な場合に、レッカー手配をし、けん引距離30kmまで、レッカー費用を無料サービスします。

*1 自力走行不能とは、故障またはトラブルにより動かない、もしくは道路交通法上、運転してはいけない状態をいいます。ただし、雪道やぬかるみ等で単にタイヤがスリップして動かない状態の場合は、故障でないため対象とはなりません。



現地にて実施可能な30分以内*1の 路上クイックサービス

バッテリーあがりのジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)作業*2、カギの開錠(国産・外車のシリンダーインロック開錠)作業*3、パンクやタイヤの脱輪等によるスペアタイヤ交換作業*4、側溝や道路外への脱輪・落輪引き上げ作業等で、現場での30分以内の作業費用が無料サービスとなります。

*1 クレーン等を伴う特殊作業、30分を超える難作業は利用者負担(有料)となります。
*2 バッテリー充電は利用者負担(有料)となります。
*3 特殊シリンダー、セキュリティ付きの開錠や紛失等によるカギの作成作業は全額利用者負担(有料)となります。
*4 パンク修理、チェーンの脱着は無料サービスの対象外です。



燃料切れ時ガソリン等お届けサービス

燃料切れ時のガソリンを10ℓまで無料でお届けします(燃料には軽油を含みます)。

このサービスは1契約期間中1回を限度とします。

※上記以外の場合、費用が利用者負担(有料)となることがありますので、あらかじめご了承ください。
※地域・時間帯・悪天候・災害、事故の多発などでロードサービス会社の人手が不足する場合は、即時対応できないことがあります。
※サービスのご利用には、一部制限があります。詳細は「ご契約のしおり」記載の「マイカー共済ロードサービス実施規程」をご参照ください。

24時間コールサービス (番号案内)

ドライブ中のアクシデント等の際に、ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスが受けられます(マイカー共済にご契約の方はどなたでもご利用いただけます)。

車検・修理・点検は全国ネット の全労済指定整備工場!!

事故時の修理はもちろん、各種点検整備や車検など安心のサービスを割引価格でご提供できる指定整備工場が、安全運転のサポートをさせていただきます。全国約1,600カ所の全国ネットワークだから、旅先でも安心です。
※自賠責共済の取り次ぎも行っています。

フルマの補償

ステップ1
基本の補償

ステップ2
お車の補償

バイクの補償

ステップ3
特約・割引

事故時の対応
ロードサービス

ご加入にあたって

①ご契約に際しては、P.16～のマイカー共済 ご契約のてびき (契約概要・注意喚起情報) を必ずご確認ください。

注意

- 「加入申込書」に★印が付された項目は「告知事項」、☆印が付された項目は「通知事項」です。「加入申込書」の告知欄は必ずご確認ください。のうえ、正確にご記入ください。「告知事項」の記載内容に誤りがある場合や「通知事項」に変更が生じた際には必ずご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことや契約を解除させていただくことがあります。
※契約期間中に買い替え等により、契約車両(被共済自動車)に入れ替えが生じた際には必ずご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことがあります。
- 「加入申込書」を審査した結果、適用等級や過去の事故歴等によっては、全労済では契約をお引き受けできない場合があります。

個人情報取り扱い

自動車保険情報交換制度について

全労済は、契約の締結または共済金の適正なお支払いのために、損害保険会社等が協力して運営する自動車保険情報交換制度に参加し、契約・事故内容に関する個人データを共同利用いたします。この目的以外に他の損害保険会社等と個人情報を共同利用することはありません。

全労済指定整備工場からの車検のご案内について

全労済ではお車の車検切れ防止、車検等費用の割引サービスなど、安全で経済的な車検サービスのため、お住まいのお近くの全労済指定整備工場から「車検のご案内」をお送りしています。この「車検のご案内」をお送りするために、契約者の住所・氏名・車検満了日等の車検にかかわる個人情報についてお近くの全労済指定整備工場と共同利用をしています。この目的以外に全労済指定整備工場と個人情報を共同利用することはありません。指定整備工場からの「車検のご案内」が必要のない方は、申込書の該当欄の「①希望しない」を○で囲んでください。

加入後の契約内容変更について

注意

加入後に契約内容を変更される場合はお手続きが必要となりますので、すみやかに全労済までお申し出ください。所属する団体を通じてご加入の場合は所属団体を通じて全労済までお申し出ください。変更についてのご連絡をいただけなかった場合、事故の際、共済金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

契約内容の変更例

車の買い替えなどによる契約車両の変更

新しいお車を取得された場合は、変更申込書にてすみやかに変更手続きをお願いします。また、変更の承認後、掛金の追徴・返還をする場合がありますのでご了承ください。

車を廃車・譲渡した場合

全労済までお申し出いただき、解約手続きをお願いします(解約日をさかのぼることはできませんのでご注意ください)。所属する団体を通じてご加入の場合は所属団体を通じて全労済までお申し出ください。手続き後、返還金がある場合は全労済より返還いたします。なお、当面お車を購入される予定がない場合には、無事故割引等級が7等級以上で一定条件を満たす場合は、契約を「中断」し、将来(10年以内)にお車を購入された際、無事故割引等級を引き継ぐことができます。

運転者の年齢条件の変更、住所の変更等

変更申込書をご利用のうえ、各種条件や、契約内容の変更手続きをお願いします。

掛金の振替口座の変更(口座振替契約の場合)

全労済所定の書類がございますので、全労済までお申し出ください。所属する団体を通じてご加入の場合は所属団体を通じて全労済までお申し出ください。振り替えができない場合、契約が失効となり、事故の補償等ができない場合がありますのでご注意ください。

車検証の名義や登録内容の変更の場合

※車検証の住所や所有者の名義が変更になった場合、移転登録等の手続きを15日以内に申請するよう法律(道路運送車両法)によって義務付けられています。変更されないと、リコールの案内・税金のお知らせが届かないなど、トラブルの原因となりますのでご注意ください。

その他補償内容の変更等についても、全労済までお申し出ください。

※詳細につきましては、「ご契約のしおり」または全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

マイカー共済 ご契約のてびき

自動車総合補償共済

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、この「契約概要」「注意喚起情報」は契約に関するすべてを記載したものではありません。詳細については、加入後に共済証書とともにお送りする「ご契約のしおり・契約規定」に記載しています。必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、全労済までお問い合わせください。

各項目に記載しています

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

用語の説明

主な用語の説明は次のとおりです。その他の用語については「ご契約のしおり・契約規定」をご確認ください。

用語	定義
同居	同一家屋に居住(建物の主要構造部のうち、外壁・柱・小屋組・はり・屋根のいずれも独立して具備した家屋内に居住していることをいいます。)することをいいます。ただし、つぎの(ア)から(ウ)に該当する場合は別居とみなします。 (ア)マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合(賃貸・所有の別を問いません。) (イ)同一敷地内であっても別家屋での居住の場合 (ウ)二世帯住宅であっても、お互いの居住空間が廊下や階段などでつながっておらず、一旦外に出て行き来をする場合
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
契約者	共済契約の申し込みをされる方で、掛金の支払義務を負う方をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
主たる被共済者	契約の自動車の所有者で、かつ、下記①から④に定める方のうち共済証書に記載された1名をいいます。 ①契約者 ②契約者の配偶者 ③契約者の同居の親族 ④契約者の配偶者の同居の親族
自己負担額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。自己負担額は被共済者の自己負担となります。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいいます。(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。ただし、婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。)
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途・車種	ナンバープレート上の分類番号、色等にもとづき当会が定めた自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

1. 契約締結前にご確認いただく事項

1 商品の仕組み

①商品の仕組み 契約概要

この「ご契約のてびき」では、マイカー共済(自動車総合補償共済)について説明しています。基本となる補償、自動的にセットされる特約等、任意にセットすることができる特約等は次のとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる特約等	任意にセットすることができる特約等	その他の主な特約等
相手方への賠償	対人賠償			〈自動セット〉 他車運転危険補償
	対物賠償 (対物超過修理費用補償)			
ご自身の補償	人身傷害補償 (任意に付帯できます)	無共済車傷害補償 自損事故傷害特約 (人身傷害補償を付帯しない場合にセットされます)	人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 人身傷害に関する交通事故危険補償特約 搭乗者傷害特約 (四輪自動車で人身傷害補償を付帯しない場合は原則セットいただきます)	〈任意セット〉 マイバイク特約
	車両損害補償 (一般補償) (任意に付帯できます)		危険限定車両損害補償特約(エコノミーワイド) 自動車相互衝突突損補償特約(エコノミー) 新車買替特約 付随諸費用補償 補償額限定一般補償(補償額限定車両損害補償特約) 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約 車両損害の無過失事故に関する特約 ※車両損害補償の特約のセットについてはP.5をご参照ください。	自転車賠償責任補償特約 弁護士費用等補償特約

お車の補償

② 契約できる自動車 契約概要

マイカー共済に加入できる自動車は、自動車検査証(以下「車検証」※1といいます)の「自家用・事業用の別／適否」欄に「自家用」と記載があり、家庭用に使用する自動車に限ります。車検証の「自動車の種別」「用途」「最大積載量」「車体の形状」欄に記載されている項目等により、右表に該当する場合にマイカー共済に加入いただけます。

※1 250cc以下の自動二輪の場合は軽自動車届出済証、125cc以下の原付自転車の場合は標識交付証明書になります。

※2 「車検証」の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」の記載があるものに限り、

※3 「車検証」の「車体の形状」欄に「ダンプ装置」の記載があるものは加入いただけません。

※4 「車検証」の「車体の形状」欄に「キャンピング車」の記載があるもののみです。

用途・車種	基本補償	車両損害補償
普通・小型乗用車	○	○
普通・小型特種用途自動車(8ナンバー)※2	○	○
軽四輪乗用車	○	○
小型貨物車※3	○ 最大積載量2t以下	○ 最大積載量2t以下
軽四輪貨物車	○	△ ダンプ装置のあるものを除く
軽四輪特種用途自動車(8ナンバー)※2	○	○
普通貨物車※3	○ 最大積載量2t以下	△ 最大積載量0.5t以下
キャンピング車※4	○	×
二輪自動車	○	×
原付自転車	○	×

※○一付帯可、△一制限あり、×一付帯不可

③ 契約できない自動車 契約概要

次の①から⑦のいずれかに該当する自動車は、被共済自動車とすることはできません。

①乗用車で乗車定員が10名を超える自動車	②貨物車で最大積載量が2tを超える自動車
③ダンプカー(ただし、ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除きます)	④法令に定める規格以外に改造された自動車※1
⑤有償で人もしくは貨物を運送することのある自動車※2	
⑥危険物を積載することのある自動車または危険物を積載した被けん引自動車をけん引することのある自動車	
⑦車検証記載の所有者が法人名義(ローン購入またはリース契約による法人名義のものは除く)の自動車	

※1 法令に定める規格以外に改造された自動車とは、「道路運送車両の保安基準」に違反して改造された自動車をいいます。

※2 白タク、白トラ、運転代行業の使用自動車のことをいいます。

2 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、共済金をお支払いする主な場合、および共済金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細は「ご契約のしおり・契約規定」をご参照ください。

	基本となる補償	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いしない主な場合
相手方への賠償	対人賠償	契約の自動車を運転中の事故等により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ共済金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。 なお、自賠責共済(保険)により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●契約の自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の生命または身体が害されたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等
	対物賠償	契約の自動車を運転中の事故等により、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として共済金額を限度に共済金をお支払いします。 なお、自己負担額を設定した場合には、損害賠償額から自己負担額を差し引いてお支払いします。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●契約の自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等
ご自身の補償	人身傷害補償	契約の自動車に搭乗中の事故等によりけがをして、死亡した場合、後遺障がいが生じた場合、入院または通院した場合に、損害について、被共済者1名につきそれぞれ原則として人身傷害補償共済金額を限度に共済金をお支払いします。*	●被共済者の故意または重大な過失によってその本人に生じたけがによる損害または傷害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたけがによる損害または傷害 等
	車両損害補償	衝突、接触等の事故により被共済自動車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から自己負担額を差し引いた金額について、共済金額を限度に車両共済金をお支払いします(全損の場合は自己負担額を差し引かずにお支払いします)。	●契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●欠陥・摩滅・腐しよく・さび、その他自然の消耗、故障損害 ●取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 等

※人身傷害補償について主たる被共済者、その配偶者、主たる被共済者およびその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子は、歩行中や契約の自動車以外の自動車に乗車中の自動車事故により死傷した場合も補償の対象となります(「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットした場合を除きます)。

(注)上記の共済金以外に、事故によって発生する費用のうち共済金としてお支払いするものがあります。また、基本となる補償ごとに被共済者を定めています。

② 自己負担額 注意喚起情報

対物賠償および車両損害補償には、自己負担額を設定することができます。契約の自己負担額については、加入申込書の自己負担額欄でご確認ください。

③ 主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

1. 契約時のお申し出にかかわらず、契約条件に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)
2. 契約時にお申し出があり、全労済が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

例えば、次のような特約があります。

● 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約(任意セット特約)

車両損害補償の補償タイプが一般補償またはエコノミーワイド(危険限定車両損害補償特約)の場合にご契約いただける特約です。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被共済自動車全損*になった場合、車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

*地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金における「全損」とはこの特約で定める「全損」の条件に該当する場合をいいます。

● 車両損害の無過失事故に関する特約(任意セット特約)

いわゆる「もらい事故」等で過失のない車対車の事故による車両損害補償の共済金のお支払いについて、次のア、イの条件をいずれも満たす場合、事故件数に数えない取り扱いとする特約です。

ア. 次のa、bのいずれかの場合に該当すること

- a. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「信号無視」または「駐車中の被共済自動車に相手自動車が衝突または接触」による事故において、被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったと全労済が判断した場合。
- b. 被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確定した場合。

イ. 相手自動車について、次のa、bの事項がいずれも確認されること

- a. 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
- b. 車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

④ 共済金額の設定 契約概要

共済金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。実際にご契約される共済金額については、加入申込書の共済金額欄、ご契約のしおり・契約規定等でご確認ください。

⑤ 補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件により、範囲を限定することができます。契約の自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

● 運転者限定特約

運転者限定特約(本人・配偶者限定または家族限定)をセットし運転する方を限定した場合は、限定された方が契約の自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

● 運転者年齢条件

運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方が契約の自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。
※④の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、運転者年齢条件を適用しますのでその方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

(○:補償します ×:補償しません)

運転者限定特約	運転者の範囲			
	① 主たる被共済者 または配偶者	② ①の同居のご親族	③ ①の別居の 未婚のお子さま	④ ①～③以外の方
なし	○	○	○	○
家族限定	○	○	○	×
本人・配偶者限定	○	×	×	×
運転者年齢条件	運転者年齢条件を適用します。			運転者年齢条件を適用しません。

⑥ 共済期間(契約期間)および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

共済期間(以下「契約期間」といいます)は契約の効力開始日の属する月の翌月1日から1年間です。

ただし、効力開始日からその月の末日までの期間も契約期間とみなします。

※上記ただし書きは継続契約、中途更改による新たな契約、中途付帯契約には適用しません。

⑦ 契約の効力開始日 注意喚起情報

1. 支払方法「口座振替」の場合

全労済での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、全労済での受付日の翌日午前零時から補償が開始されます（郵送加入の場合は消印日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます。ただし、効力開始日の記載がなく消印日も不明な場合は、全労済での受付日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます）。

※効力開始日を指定された場合でも、消印日が指定された効力開始日以降の場合は、消印日（または全労済受付日）を優先し、その翌日午前零時を効力開始日とします。

※全労済が指定する日までに初回掛金の引き落としがされない場合は、契約を無効（不成立）とし、効力開始以後の事故についても共済金はお支払いしません。

2. 支払方法「初回現金口振」・「現金」の場合

全労済での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、初回掛金相当額の払い込まれた日の翌日午前零時から補償が開始されます。

※契約承諾の通知は共済証書の発行に代えさせていただきます。

③ 掛金の決定の仕組みと払込方法等

① 掛金の決定の仕組み 契約概要

掛金は、補償内容、運転者の範囲、被共済自動車の用途・車種などのほかに、主に以下の要素等により決定されます。

実際にご契約される掛金については、加入申込書の掛金欄でご確認ください。

等級別掛金率	掛金は1-5等級から22等級までの区分、事故有係数適用期間により掛金が割引・割増される仕組みです（原付自転車を除きます）。この仕組みでは、共済金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。初めてご契約される場合は、6等級となり、運転者年齢条件に応じた割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
主たる被共済者年齢区分	運転者年齢条件が26歳以上補償または35歳以上補償の契約に適用されます。契約期間の開始日における主たる被共済者の年齢に応じた区分が適用されます。
型式別9クラス掛金	普通乗用車・小型乗用車の車両損害補償について、自動車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは1～9クラスの9段階で、年1回見直しを行います。
各種割引	契約の自動車・契約条件によって、割引が適用されます。 ハイブリッド車割引・福祉車両割引・盗難防止装置装備車割引・新車割引・複数契約割引・セカンドカー割引

② 掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

掛金の払込方法は、「月払い」と「年払い」があり、いずれの場合も口座振替による掛金の払い込みができます（「年払い」は現金による払い込みも可能です）。全労済の他の契約ですでに掛金口座振替を利用されており、同一の金融機関口座を指定いただいた場合、各契約の掛金を合算した額で振り替えさせていただきます。「月払い」の場合、「年払い」に比べて5%割増となります。

③ 掛金の払込猶予期間等の取り扱い 注意喚起情報

掛金は払込期日までに払い込みください。掛金の払込方法が口座振替の場合、払込期日の翌日から2ヵ月間の猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても掛金の払い込みがないときは、事故が発生しても共済金をお支払いしません。また、契約を解除する場合があります。

④ 割り戻し金 契約概要

この共済に割り戻し金はありません。

2. 契約締結時にご注意いただく事項

1 告知義務（加入申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

契約者・主たる被共済者には、契約の締結に際し、全労済が重要な事項として告知を求めた事項（告知事項）に回答いただく義務（告知義務）があります。告知内容が事実と反していた場合には、掛金の追徴・返還や、契約が解除（特に、お申込後、自動車保険情報交換制度によって、お申し出の際の等級と、調査後の等級が異なることが判明した場合など）され、共済金のお支払いができないことがあります。

＜主な告知事項＞	
主たる被共済者・生年月日	契約の自動車の所有者であって、かつ契約者およびその配偶者ならびにそれぞれの同居の親族のうち、主たる被共済者として設定した方。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、主たる被共済者の生年月日もお知らせください。主たる被共済者の年齢によって、掛金が異なる場合があります。
前契約の有無 事故の有無・件数	前契約がある場合、その引受保険会社等、保険期間、等級、事故有係数適用期間および事故の有無・件数についてご申告ください。

3. 契約締結後にご注意いただく事項

1 通知義務等 注意喚起情報

契約者または被共済者には、通知事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは加入申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について遅滞なくご通知いただけない場合には、契約を解除したり、事故の際に共済金をお支払いできない場合がありますので、充分ご注意ください。

＜主な通知事項＞
・契約の自動車の用途・車種または登録番号（車両番号、標識番号）を変更した場合。

また、契約後、次の事項が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となりますので、ただちに全労済までご通知ください。

・共済証書記載の住所を変更するとき ・契約の自動車を譲渡するとき ・自動車の買い替え等により、契約の自動車を入れ替えするとき	・契約者または主たる被共済者を変更するとき ・運転者の範囲（運転者の限定、運転者年齢条件）を変更するとき ・上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき
--	---

2 共済契約の自動継続に関する特約 契約概要

共済掛金口座振替特約が付帯されている場合、「共済契約の自動継続に関する特約」が自動的にセットされます。

共済証書に「共済契約の自動継続に関する特約」を適用することが記載されている場合、契約満了日までに、全労済または契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合、契約は契約期間の満了日の内容と同一内容で継続されます。ただし、補償額限定一般補償、新車取得差額費用補償特約、新車割引、複数契約割引の適用、車両共済金額等については契約内容が変更となる場合があります。

3 解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

契約を解約する場合は全労済までご連絡ください。なお、解約に際しては掛金のうち未経過共済期間にかかる部分について解約返戻金としてお支払いできる場合があります。詳しくは全労済までお問い合わせください。

4 ご契約の中断制度について 注意喚起情報

契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、主たる被共済者の海外渡航等に伴い、一時的に契約を中断する場合は、中断後の新たな契約に対して、中断前の契約や事故件数等に応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用できることがありますので、全労済にご連絡ください。契約の中断日（契約の解約日または満期日）の翌日から13ヵ月以内にご連絡がない場合は、この制度をご利用いただけません。

その他ご留意いただきたいこと

1 補償の重複

注意喚起情報

1. 次の補償または特約(以下「補償等」といいます)をご契約される場合、同様の補償等をご契約されているときは、補償が重複することがあります。なお、全労済の契約以外(損保等)に同様の補償等をご契約されている場合もご注意ください。

<補償が重複する可能性がある補償等(例)>

マイカー共済	重複する可能性がある全労済の補償等(商品)
人身傷害補償	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害補償 歩行中の補償等が重複することがあります。「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」を付帯することで、「ご契約のお車に乗車中の事故」に限定することができます。
交通事故危険補償特約	○2台目以降のマイカー共済の交通事故危険補償特約
車両損害付随諸費用補償	○こくみん共済(傷害安心、傷害安心W)
マイバイク特約	○2台目以降のマイカー共済のマイバイク特約
弁護士費用等補償特約	○2台目以降のマイカー共済の弁護士費用等補償特約
自転車賠償責任補償特約	○2台目以降のマイカー共済の自転車賠償責任補償特約 ○こくみん共済(傷害安心、傷害安心W、キッズ、キッズワイド、シニア傷害安心、シニア傷害安心H) ○住まいる共済(個人賠償責任共済)

※無共済車傷害、他車運転危険補償は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

2. 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からも補償されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。
3. 上記の補償または特約を1契約のみにご契約されている場合、その契約が解約されたときやご家族の状況等が変わったときは、補償されないことがありますので、ご注意ください。

2 個人情報保護に関する事項

注意喚起情報

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

個人情報の共同利用について

全労済は共済契約の締結または共済金の請求に際して行われる不正行為を排除するため、以下の目的のために(一社)日本損害保険協会を通じ、損害保険会社等との間で個人データを共同利用しております。①前契約の適用等級・共済(保険)事故の有無および事故発生の際に係る事項の確認、②被共済者・被害者利便のための自賠責共済・保険を含めて共済金の一括支払い業務、③共済金請求に際して不正・不当な請求歴確認業務のため、事故状況および共済金のご請求内容等に関するデータ。

また再共済(保険)の締結、再共済(保険)金の受領等のため、再共済(保険)の取引先に対して再共済(保険)の契約上必要な個人情報を共同利用しております。

さらに全労済では、組合員・お客さまが希望されない場合を除き、①契約者利便のための車検切れ防止対策、②契約車両の保安管理対策としての車検・法定点検整備・修理等のサービス案内を目的として、全労済と個別に協定書を締結して全労済指定整備工場協議会に加盟する自動車整備工場との間で、共済契約者・主たる被共済者の氏名・住所、車両登録番号、車台番号、車名、車検満了日等の個人データを共同利用しております。

これらの目的以外の目的のために、個人情報を共同利用することはありません。

所属団体への情報提供について

組合員・お客さまが、所属する労働組合・共済会等(以下「所属団体」といいます。)を通じて加入される場合は、次に定める範囲内において、組合員・お客さまに関する情報は所属団体へ提供されます。①共済契約の引き受け、共済金のお支払いその他契約の履行および付帯サービスの提供、②共済事故の調査(医療機関・当事者の関係先に対する照会等をふくむ)、③その他共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いなどの判断に関する業務、全労済の事業、各種商品、各種サービスのご案内。

個人情報の取り扱いに関する詳細は

全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

信用リスクに関する事項

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等(以下「所属団体」といいます。)を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。全労済は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

新しく組合員になれる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法にかかわらず下記のとおりお願いしています。

掛金の払込方法:月払い・年払いの場合ともに
出資金1,000円(1回のみ)

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1 苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
全労済に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の全労済までご連絡ください。

2 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の各センターをご利用いただくことができます。

自動車事故の賠償にかかわる申し立て

■ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターは全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、弁護士による交通事故相談・示談斡旋・審査を無料で行っています。

※日弁連交通事故相談センター・交通事故紛争処理センターの設置場所および連絡先は、「ご契約のしおり」の巻末をご覧ください。

■ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

事故に遭われた当事者の面接相談をとおり、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行います。

自動車事故の賠償にかかわらない申し立て

■ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として右記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづき法務大臣の認証を取得しています。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることできる。
(2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることできる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
(2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
(3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
(4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

- (1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
①3年間この組合の事業を利用しないとき
②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
(2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
(3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご注意

- 「加入申込書」に★印が付された項目は「告知事項」、☆印が付された項目は「通知事項」です。「加入申込書」の告知欄は必ずご確認のうえ、正確にご記入ください。「告知事項」の記載内容に誤りがある場合や「通知事項」に変更が生じた際には必ずご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことや契約を解除させていただくことがあります。

※契約期間中に買い替え等により、契約車両(被共済自動車)に入れ替えが生じた際には必ずご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことがあります。

- 「加入申込書」を審査した結果、適用等級や過去の事故履歴等によっては、全労済では契約をお引き受けできない場合があります。

新しく組合員になられる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法にかかわらず下記のとおりお願いしています。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。掛金の払込方法:月払い・年払いの場合ともに 出資金1,000円(1回のみ)



全労済
ホームページ

全労済

検索

<http://www.zenrosai.coop>

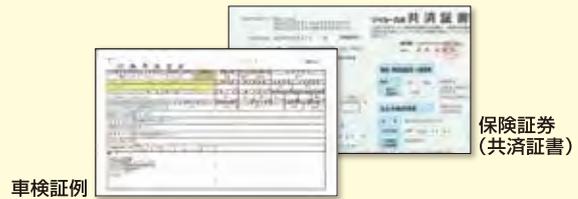
掛金見積
受付中!!

あなたにぴったりの掛金をお見積もりします!

お見積り依頼の方法は下記2パターン

- 1 全労済がおすすめするプランでお見積り
- 2 現在の補償に近い内容でお見積り

車検証のコピー、現在の保険証券(共済証書)のコピーを添付して所属する団体または全労済へご提出ください。



保障のことで迷ったら全労済にご相談ください。

「保障って難しくてよく分からない…」 「自分に必要な保障ってどんなものなの?」 など、保障に関する心配事がございましたら、お気軽に全労済にご相談ください。



保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて各都道府県生協の組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

90c17A046(18.02.000.000.SP)